

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五

市町村名 (市町村コード)	佐倉市 (122122)	
地域名 (地域内農業集落名)	臼井田・臼井台 (臼井田・臼井台)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、印旛沼に面した一帯が水田地帯で、台地に畑が広がっている。 水稻：大規模な区画があるエリアと小規模な区画があるエリアが混在している。 畑：露地野菜を中心に耕作されている。新規就農者も参入しているが営農している人数が極端減っている状況である。 高齢化による担い手不足が深刻で規模縮小や離農による農地の荒廃が喫緊な課題となっている。 【地域の基礎データ】 農業者：24人（うち50歳以下1人） 主な作物：水稻、露地野菜（多品種）、施設園芸など

(2) 地域における農業の将来の在り方

主食用米のほか、飼料用米等の非主食用米の生産拡大、飼料作物（子実用とうもろこし）などの戦略作物等の収益性の高い作物の導入等や集積を進め団地化を図る。 関係機関と協力し新規就農者や地区外からの入り耕作など積極的に担い手の確保を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	120 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や農事組合法人を中心に団地面積の拡大を進める。また、担い手への農地集積や耕畜連携による稲WCSの取り組みにより、遊休農地の発生を抑制する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
経営の安定化を図るため、国の補助事業等を活用した用水管改修等の実施に向けて、地域の話し合いを進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、新規就農者を募集する。新規就農者が使いやすい農地を斡旋する。地域ぐるみで相談から定着できるまでサポートできる体制を構築する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①小型獣の被害が拡大しないよう捕獲のための罠を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。				
②新規就農者を中心に有機農業に取り組んでいる。				
③自動運転の田植え機やドローンによる農薬等の散布により作業の効率化を図り、規模拡大を進める。				
⑦農作業への影響が発生しないよう、農道の草刈りや補修等の維持管理を継続して実施していく。				
⑨WCSや堆肥など資源循環に取り組んでいく。				

